

役員変更届の作成ポイント

書式は[川崎市ホームページ「NPO法人関連」](#)からダウンロード可能



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市市民文化局市民活動推進課
(令和7年1月)

役員に関する規定

役員の定数

理事3人以上、監事1人以上

※親族が含まれる場合には、最低6人必要

役員の任期

2年以内

※初年度の役員の任期は定款附則を参照

役員の欠格事由に該当しないこと

役員報酬を受ける人は、役員総数の3分の1以下

法人ごとに、定款に規定しているため、必ず確認

役員の変更届が必要な事由

- 次の事由に該当した場合、届出が必要です。

変更事由	変更の内容
再任	任期満了後、引き続き役員に在任する場合
任期満了	任期満了後、役員を退任する場合
辞任	任期途中で、役員を退任する場合
新任	新たに、役員に就任する場合 ※理事から監事、監事から理事への就任を含む
住所の異動 (住居表示の変更)	役員の住所に変更があった場合 ※住居表示の実施に伴い、住所に変更があった場合を含む
氏名変更	役員の氏名に変更があった場合
解任	総会等の議決により、役員が解任された場合
死亡	役員が死亡した場合

役員の変更届の手续の流れ

- 変更後、**速やかな届出**が必要です。

・総会や理事会の決議等による役員を選任
・その他の事由の発生

定款の定めに基づく

主たる事務所・従たる
事務所に備置き

代表権を有する
理事の変更の登記

就任から2週以内に法務局へ登記
※人が変わらなくても2年ごとに登記が必要

川崎市へ届出

変更日以降に提出

川崎市での閲覧

役員名簿が閲覧対象です

個人の住所・居所はマスキング

役員の変更届の提出書類

書類名	提出部数
① 役員の変更等届出書(第6号様式)	1部
② 変更後の役員名簿	2部

新たに就任した役員がいる場合、追加で提出

③ 各新任役員の、誓約及び就任承諾書謄本 (コピー)	各1部
④ 各新任役員の住所又は居所を証する書面 (住民票※等)※コピーではなく市区町村長が交付した書面 ※住民基本台帳ネットワークでの確認を希望する場合は、「誓約及び就任承諾書」の希望欄に署名又は記名押印を行うことで、省略も可能	6か月以内に作成されたもの 各1部

役員の変更等届出書(第6号様式)

7月再任の場合

第6号様式

川崎市の様式を使用

役員の変更等届出書

令和6年7月2日

(宛先) 川崎市長

※再任とは任期満了と続けて就任する意味なので、任期満了、再任と同一人物について2行記載する必要はありません。

ない場合には「なし」と記載

「理事」又は「監事」

主たる事務所の所在地

神奈川県川崎市〇〇区△△1丁目1番1号

法人名 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 理事長 川崎 次郎

電話番号 ×××-□□□-△△△△

FAX番号 なし

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
令和5年9月30日	辞任	理事	甲野 太郎	川崎市川崎区宮本町1番地
令和5年10月1日	新任	理事	乙川 花子	横浜市鶴見区〇〇町一丁目2番3号
令和6年5月3日	住所の異動	理事	乙川 花子	東京都町田市△△〇丁目〇番〇号
令和6年6月30日	任期満了	監事	高橋 三郎	東京都〇〇区△△〇番地〇号 ××マンション101号室
令和6年7月1日	再任		川崎 次郎	川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階
令和6年7月1日	再任	理事	乙川 花子	東京都町田市△△〇丁目〇番〇号
令和6年7月1日	再任	理事	〇〇 〇〇	千葉県千葉市□区△△〇丁目〇〇番地
令和6年7月1日	新任	監事	中原 恵	川崎市〇〇区△△町〇丁目〇番〇号

住民票の記載と一致

役員名簿

□ 変更後の情報を記載

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	川崎 次郎	川崎市川崎区駅前本町1 1 番地2 川崎フロンティアビル7階	あり	理事長
理事	乙川 花子	東京都町田市△△○丁目○番○号	なし	副理事長
理事	〇〇 〇〇	川崎市〇〇区△△4丁目5番43号	なし	役職は備考欄 を使用
理事	〇〇 〇〇	千葉県千葉市□区△△○丁目〇〇番地	なし	
監事	中原 恵	川崎市〇〇区△△町○丁目○番○号	なし	

役名は「理事」又は「監事」

氏名、住所は、住民票の
記載と合わせる

誓約及び就任承諾書

□ 新任の役員がいる場合に必要

7月新任の場合

誓 約 及 び 就 任 承 諾 書

法人の名称 特定非営利活動法人
代 表 者 川崎 次郎 様

〇〇〇〇〇〇

「理事」又は「監事」

原本は法人で保管し、
コピーを提出

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約するとともに、同法人の **監事** に就任することを承諾します。

令和6年7月1日

選任された日から就任日までの間の日にちを記載

氏名、住所は、住民票
の記載と合わせる

住所又は居所 川崎市〇〇区△△町〇丁目〇番〇号
(ふりがな) なかはら めぐみ
氏 名 中原 恵

印 **認印**

住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認を希望する場合に署名又は記名押印

特定非営利活動促進法第10条第1項第2号ハで規定される住所又は居所を証するため、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望するので、その旨を川崎市長にお伝えください。

氏 名 中原 恵
(生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日)

印 **認印**

注意点

書式の違いに注意！

役員変更の時に提出する「役員名簿」

役名	氏名	住所または居所	報酬の有無	備考
理事	川崎 次郎	川崎市川崎区駅前本町 1 1 番地 2 川崎フロンティアビル 7 階	あり	理事長
理事	乙川 花子	東京都町田市△△〇丁目〇番〇号	なし	副理事長

毎年提出する書類の「年間役員名簿」

役名	氏名	住所または居所	前事業年度中の 就任期間	報酬を 受けた期間	備考
理事	川崎 次郎	川崎市川崎区駅前本町 1 1 番地 2 川崎フロンティアビル 7 階	令和5年4月1日 ～令和6年3月 31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月 31日	理事長
理事	甲野 太郎	川崎市川崎区宮本町1番地	令和5年4月1日 ～令和5年9月 30日	なし	

書類の提出方法

□ 窓口への持参

平日8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

□ 郵送

（宛先）〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎21階
川崎市 市民文化局 市民活動推進課NPO法人担当 宛て

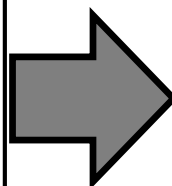
□ 電子申請：オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)

※事前に利用者登録が必要です。

※新任の役員がいて住民票の提出がある場合は電子申請ができませんので、窓口を持参されるか、郵送で御提出ください。

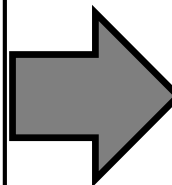
よくある間違い 1

役員改選の年だが全員
再任のため届出をする
必要はない



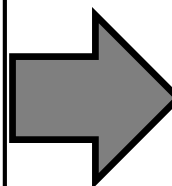
全役員が再任で、役員の
顔ぶれに変更がなくても、
届出書の提出が必要

所轄庁(川崎市)に役員の変
更等届出書を提出した
ので、登記も完了している



横浜地方法務局にて代表者
の重任登記が別途必要

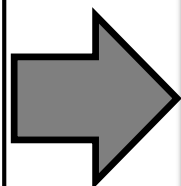
氏名の旧字や外字が
パソコンで変換できない
場合、常用漢字の代用
でよい



手書きで構わないので住民
票の記載通りの漢字で記入

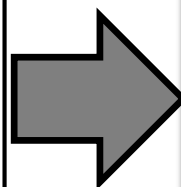
よくある間違い 2

新任の「住民票の写し」
はコピーで提出しても
構わない



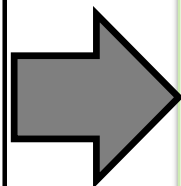
届出をする6か月以内に役
所で発行されたままの「住民
票の写し」が必要

交代や増員によって新
任となった役員の任期
は就任した日から2年
になる

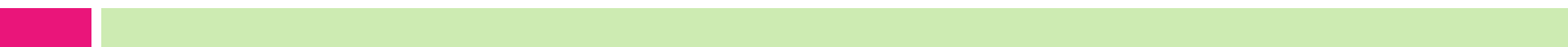


前任者又は現任者の残存期
間となるため役員ごとに任期
満了日が異なることはない

現員の理事間での代表
者交代であったため特
別何もしていない



法務局での変更登記が必要
川崎市には登記後に登記事
項証明書の写しを提出



**お問合せは、所轄庁
【川崎市市民活動推進課】
までご連絡ください。**

TEL:044-200-2341

FAX:044-200-3800